

下水道における脱炭素関連支援概要一覧（令和8年4月末時点）

対策	予算制度等の名称	管轄機関	概要／補助対象	補助の割合等	要件等	期間等	参考URL	備考
省エネ	「防災・安全交付金」	国土交通省	下水道管理者に対して、温室効果ガス削減効果の高い省エネ対策事業については、重点配分項目に該当。	・5.5/10等	従来より20%以上の消費電力量もしくは温室効果ガス排出量を削減できる機能向上改築	—	—	
	下水道温室効果ガス削減推進事業 【社会資本整備総合交付金・防災安全交付金】	国土交通省	下水道管理者に対して、温室効果ガス削減に必要な運転方法の変更のための計測機器・制御装置の設置を支援	・1/2	—	—	—	
	下水道事業における脱炭素化の推進 (公営企業債(脱炭素化推進事業)) 【地方財政措置】	総務省	再生可能エネルギーの導入、汚泥の活用や高温焼却によるN2Oの削減の取組に対して地方財政措置を講じ、下水道事業における脱炭素化を推進。 対象事業 ・再生可能エネルギーの導入(バイオガス発電、下水汚泥固形燃料化、下水熱の活用) ・汚泥の活用や高温焼却(肥料化施設、リン回収施設の導入、高温焼却施設の導入) ・設備の省エネルギー改修(国庫補助事業のみ対象) ※その他、以下の地方単独事業が対象 ・太陽光発電設備の整備等、・ZEB基準相当への適合、・省エネルギー基準への適合、・個別設備等の省エネルギー改修、・LED照明の導入、・電動車の導入	地方負担額の1/2に、「下水道事業債(脱炭素化推進事業)」を充当し、50%を交付税措置 ※残余(地方負担額の1/2)については、通常の下水道事業債を充当し、処理区域内人口密度に応じて21%~49%を交付税措置	—	事業期間： 令和8年度~令和12年度	https://www.soumu.go.jp/main_content/001053012.pdf	
創エネ	下水道リノベーション推進総合事業 【社会資本整備総合交付金・防災安全交付金】	国土交通省	下水道施設のエネルギー拠点化や防災拠点化等を実施する事業について、計画策定、施設整備を支援。 対象施設 ・下水汚泥とその他のバイオマスを投入する消化施設、消化ガス利用施設及びその附帯施設の整備(有効利用するバイオマスの2分の1以上を下水汚泥が占める場合に限る。) ・下水道バイオガスを処理場外で活用するため必要なバイオガス精製装置等及び下水道バイオガスの供給のために必要な施設の整備(下水処理場内に設置するものに限る。)	・5.5/10等	—	—	—	
	「下水道脱炭素化推進事業」 【個別補助金(下水道事業費補助)】	国土交通省	下水道管理者に対して、温室効果ガス削減効果の高い創エネルギー施設の整備を支援 対象施設 ・消化施設や、下水処理場内に設置するバイオガス利用のための必要な施設 ・下水汚泥固形燃料化施設 ・廃熱を活用した発電を行う汚泥焼却施設 (①~③について、下水汚泥と他のバイオマスを一体的に有効利用するために必要な施設)	・5.5/10等	・事業期間：5年以内 ・総事業費：5億円以上	—	—	
	下水道事業における脱炭素化の推進 (公営企業債(脱炭素化推進事業)) 【地方財政措置】	総務省	再生可能エネルギーの導入、汚泥の活用や高温焼却によるN2Oの削減の取組に対して地方財政措置を講じ、下水道事業における脱炭素化を推進。 対象事業 ・再生可能エネルギーの導入(バイオガス発電、下水汚泥固形燃料化、下水熱の活用) ・汚泥の活用や高温焼却(肥料化施設、リン回収施設の導入、高温焼却施設の導入) ・設備の省エネルギー改修(国庫補助事業のみ対象) ※その他、以下の地方単独事業が対象 ・太陽光発電設備の整備等、・ZEB基準相当への適合、・省エネルギー基準への適合、・個別設備等の省エネルギー改修、・LED照明の導入、・電動車の導入	地方負担額の1/2に、「下水道事業債(脱炭素化推進事業)」を充当し、50%を交付税措置 ※残余(地方負担額の1/2)については、通常の下水道事業債を充当し、処理区域内人口密度に応じて21%~49%を交付税措置	—	事業期間： 令和8年度~令和12年度	https://www.soumu.go.jp/main_content/001053012.pdf	
	民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業のうち、「設置場所の特性に応じた再エネ導入・価格低減促進事業」 ④再エネ等熱利用設備導入事業	環境省	地域の特性に応じた、再エネ熱利用(下水熱利用も含む)等の取組に対し、コスト要件を満たす場合に、設備導入支援等を行う。 【下水熱が対象となる事業】 ○設備等導入事業B 主な補助対象：熱交換器、ヒートポンプ、ヒートパイプ、ポンプ、熱導管、蓄熱システム等	1/2	熱供給能力 0.1 0 GJ/h (2.4 Mcal/h) 以上、CO2削減コスト(補助対象経費を耐用年数期間のCO2削減量で除した値)が240千円/tCO2を下回ること 等	事業期間： 令和6年度~令和11年度 補助事業期間 2か年以内	https://eta.or.jp/offerimg/2025/netsu/files/01_gaiyo.pdf	
	「地域における再エネ等由来水素利活用促進事業(一部経済産業省連携事業)」	環境省	水素を活用した自立・分散型エネルギーシステム等を導入する経費の一部を補助。 補助対象設備 1. 水素を活用した自立・分散型エネルギーシステム構築事業(略称：自立) ・蓄電池、水電解装置、給水タンク、水素貯蔵タンク、燃料電池(改質器付きを除く)、貯湯タンク、エネルギーマネジメントシステム、熱配管、その他補助対象施設・設備を運用する上で必要と認められる設備 2. 水素利活用機器導入及び社会実装支援事業(略称：機器支援) ・水電解装置、給水タンク、バッファタンク、水素充填ユニット、水素貯蔵タンク、水素を供給、出荷する装置、エネルギーマネジメントシステム、産業用燃料電池(改質器付きを除く)、再エネ等由来水素のサプライチェーンより供給される水素を燃料とする水素ボイラーや水素発電機などの設備・機器(自動車は除く)、その他サプライチェーンの社会実装に必要と認める設備	1/2~2/3	(自立) 地域での再エネ普及・拡大の妨げとなっている自然的・社会的条件に基づく課題に対して、地域の実情に応じ、防災、災害時にも有用な公益性のある、水素による再エネの貯蔵・利用モデルとなること 等 (機器支援) 原則として地域の再エネ等を活用して製造した水素を利用可能な設備であること 等	事業期間： 令和7年度~令和11年度 補助事業期間： 原則として単年度。 (補助事業の実施期間を2年度以内とする場合、補助金の交付申請等は、年度ごとに必要)	https://www.env.go.jp/content/000336901.pdf	
再エネ	社会資本整備総合交付金・防災安全交付金	国土交通省	震災時等においても下水道機能を維持するための必要な非常用発電設備として整備する太陽光発電設備の設置に対しては、基幹事業の交付対象。	・5.5/10等	—	—	—	
	建築物等のZEB化・省エネCO2化普及加速事業のうち、「水インフラにおける脱炭素化推進事業」 水インフラのCO2削減設備導入支援事業	環境省	水インフラへの一定規模以上の再エネ設備や、高効率設備やインバータ等の省エネ設備の導入に対して支援を行う。	1/3(太陽光発電設備) 1/2(太陽光発電設備以外) ※CO2削減量等による補助上限の設定あり	太陽光発電設備については、施設・設備を導入することで導入前と比較し、二酸化炭素排出量を10%以上削減できること、または250kW以上の設備導入であること 等	事業期間： 令和6年度~令和10年度 補助事業の実施期間は、原則として2年度以内。 (※補助金の交付申請等は年度毎に行う必要がある。)	https://www.env.go.jp/content/000335888.pdf	
	下水道事業における脱炭素化の推進 【地方財政措置】	総務省	再生可能エネルギーの導入、汚泥の活用や高温焼却によるN2Oの削減の取組に対して地方財政措置を講じ、下水道事業における脱炭素化を推進。 対象事業 ・再生可能エネルギーの導入(バイオガス発電、下水汚泥固形燃料化、下水熱の活用) ・汚泥の活用や高温焼却(肥料化施設、リン回収施設の導入、高温焼却施設の導入) ・設備の省エネルギー改修(国庫補助事業のみ対象) ※その他、以下の地方単独事業が対象 ・太陽光発電設備の整備等、・ZEB基準相当への適合、・省エネルギー基準への適合、・個別設備等の省エネルギー改修、・LED照明の導入、・電動車の導入	地方負担額の1/2に、「下水道事業債(脱炭素化推進事業)」を充当し、50%を交付税措置 ※残余(地方負担額の1/2)については、通常の下水道事業債を充当し、処理区域内人口密度に応じて21%~49%を交付税措置	—	事業期間： 令和8年度~令和12年度	https://www.soumu.go.jp/main_content/001053012.pdf	
	「地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共避難施設・防災拠点への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業等」	環境省	地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設、又は業務継続計画により災害発生時に業務を維持すべき施設に、平時の温室効果ガスの排出抑制に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮が可能な再生可能エネルギー設備等を導入する事業等に要する経費の一部を補助。 対象設備 ・レジリエンス強化に資する再生可能エネルギー設備、未利用エネルギー活用設備及び蓄電池設備等	1/3~2/3	補助金の交付の申請者が所有する施設等であって、避難施設等であることが地域防災計画等又は業務継続計画により定められ、かつそれらに必要な耐震性を有する施設 等	事業期間： 令和3年度~ 補助事業期間は原則として単年度内	https://www.eic.or.jp/eic/topics/2026/resi_r08/1st/files/youshiki_guide.pdf	
	下水道リノベーション推進総合事業 【社会資本整備総合交付金・防災安全交付金】	国土交通省	下水道管理者に対して、下水道施設のエネルギー拠点化や防災拠点化等を実施する事業について、計画策定、施設整備を支援。 対象施設 ・下水熱を利用するための下水及び下水処理水の流れる施設(熱交換施設、送水施設及びポンプ施設に限る。)及びその附帯施設の整備。	・1/2	—	—	—	

	下水道リノベーション推進総合事業 【社会資本整備総合交付金・防災安全交付金】	国土交通省	下水道管理者に対して、下水道施設のエネルギー拠点化や防災拠点化等を実施する事業について、計画策定、施設整備を支援。 対象設備 ・下水汚泥とその他のバイオマスを投入する消化施設、消化ガス利用施設及びその附帯施設の整備（有効利用するバイオマスの2分の1以上を下水汚泥が占める場合に限る。） ・下水道バイオガスを処理場外で活用するため必要なバイオガス精製装置等及び下水道バイオガスの供給のために必要な施設の整備（下水処理場内に設置するものに限る。） ・下水汚泥とその他のバイオマスを一体的に燃料等として有効利用するために必要な混合・調整するために必要な施設の設備。	・5.5/10等	-	-	-		
N2O対策	「下水道脱炭素化推進事業」 【個別補助金（下水道事業費補助）】	国土交通省	下水道管理者に対して、下水汚泥の焼却に伴い発生する一酸化二窒素（N ₂ O）の排出係数が0.645kg/t-wet以下の汚泥焼却施設への改築事業に対して支援。	・5.5/10等	-	-	-	-	
計画策定・調査検討	下水道リノベーション推進総合事業 【社会資本整備総合交付金・防災安全交付金】	国土交通省	下水道管理者に対して、下水道施設のエネルギー拠点化や防災拠点化等の下水道リノベーションに係る計画策定を支援。	・1/2	-	-	-	-	
	下水道温室効果ガス削減推進事業 【社会資本整備総合交付金・防災安全交付金】	国土交通省	下水道管理者に対して、地方公共団体実行計画の策定・改訂に必要な調査・検討を支援。	・1/2	-	-	-	-	
	下水道温室効果ガス削減推進モデル事業	国土交通省	温室効果ガス削減に係る取組の横展開により下水道全体の脱炭素化を促進するため、モデル処理場における省エネ診断を通じた省エネ（ハード・ソフト）及び創エネ・再エネ方策の検討や、導入効果の定量評価を踏まえた地方公共団体実行計画への位置付け、事業化スケジュールの検討を支援。	・委託事業	毎年度公募により決定	-	-	https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewera/mizukokudo_sewera_tk_001078.html	
	下水道エネルギー拠点化コンシェルジュ事業	国土交通省	下水処理場での地域バイオマスの受入とあわせたエネルギー利用の取組や、下水処理場を災害時のエネルギー供給施設としての活用する取組、下水熱の利用等の取組を支援するため、取組を検討する地方公共団体に対し、下水道エネルギー拠点化コンシェルジュ（国土交通省及び関係省庁職員、知見を有する地方公共団体職員等）からの助言やディスカッションを実施。	・アドバイザー派遣による助言の実施	毎年度公募により決定	-	-	https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewera/mizukokudo_sewera_tk_001080.html	
技術開発・実証	上下水道一体革新的技術実証事業 (AB-Crossプロジェクト) 【実証】	国土交通省	新技術の研究開発及び実用化を加速することにより、上下水道事業における、創エネルギー、老朽化対策、地震対策、浸水対策等を推進するため、実証事業を実施。 民間企業が必要に応じて地方公共団体や大学等と連携しながら実証研究を実施し、その成果を踏まえ、普及展開に活用するため技術ごとに技術導入ガイドラインを策定。 上下水道一体革新的技術実証事業の前段階として、導入効果などを含めた普及可能性の検討や技術性能の確認等を行う「FS調査」、ラボレベルの研究を終え、応用化に向けた開発段階にある研究等を行う「応用研究（下水道）」、大学等の優れた科学研究を助成する「上下水道科学研究費補助金」を実施。	-	-	-	-	実証期間： (実規模実証) 最大2年間 (FS調査) 最大2年間 (応用研究) 最大2年間 (上下水道科学研究費補助金) 最大3年間 募集期間： 毎年1~2月頃	(国土交通省) https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewera/mizukokudo_sewera_tk_000450.html (国土技術政策総合研究所) http://www.nilm.go.jp/lab/ecp/bdash/bdash.htm
	建築物等のZEB化・省エネCO2化普及加速事業のうち、「水インフラにおける脱炭素化推進事業」 水インフラの空間ポテンシャル活用型再エネ技術実証事業	環境省	水インフラへの再エネの最大限の導入に向けて、上下水道施設の水路上部など、従来型の太陽光発電設備の設置が困難な空間ポテンシャルに対して、新たな再エネ設備の設置方法について技術実証を行う。	・環境省からの委託事業	従来型の太陽光発電設備が設置困難な箇所、また設置に際して課題がある箇所での太陽光発電設備設置の実証事業を行うものであること等 ※委託事業の最終年度の終了時は、原則、設置した設備等の撤去（リースの場合は返却）が必要	事業期間： 令和6年度～令和10年度 委託事業の実施期間は、2年度以内。	-	-	https://www.env.go.jp/content/000335888.pdf
その他	「カーボンニュートラル地域モデル処理場計画」	国土交通省	カーボンニュートラルの実現に向けて、下水道の終末処理場において省エネルギー、創エネルギー又は再生可能エネルギーに関する技術の導入等を行う事業について定めた計画を「カーボンニュートラル地域モデル処理場計画」とし、社会資本整備交付金などにより集中的に支援を実施。重点配分項目に該当。 カーボンニュートラルに効果的な技術を集約したショーケースとして全国に普及展開を行うことで、下水道全体の脱炭素化の推進を図る。	・5.5/10等	-	-	-	https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewera/mizukokudo_sewera_tk_000786.html	
	「下水道用地の貸付け等（財産処分手続不要）」	国土交通省	再生可能エネルギー発電設備の設置等については、補助交付目的に反しないものとして財産処分の手続きが不要。	-	-	-	-	https://www.mlit.go.jp/common/001248498.pdf	